

令和2年度 第1回 機械流通委員会議事録

開催日時 令和2年6月26日(金) 午後2時00分から

開催場所 東北遊技機商業協同組合「会議室」

第1号議案 6月2日開催「全商協」第1回機械流通委員会結果報告

1 旧規則機の検定機の経過措置延長に伴う対応方法について(撤去対象機種・誓約書等の運用について)

冒頭、林会長より警察庁は5月14日、国家公安委員会規則の一部を改正し、旧規則機における認定、検定の有効期限を2021年1月末までとしていた経過措置について「1年間」の延長を認め、5月20日に改正規則を施行された。なお、再々認定は認めないので計画的に撤去するよう望まれている。

(1) 21世紀会「誓約書」「新旧規則機設置台数表(5月20日時点)」の提出について

- ① 全日遊連傘下の組合員については、全日遊連主体で既に動いている。
- ② 他のホール関係団体(日遊協・同友会・余暇進・PCSA)に所属する、全日遊連非組合員については、所属する団体から配布され当該ホールのある県遊協へ提出。
- ③ どの団体にも所属しないホールについては、原則全商協・回胴遊商所属の組合員販社から配布・回収して、属する組合へ提出し組合は県遊協へ報告してほしいが、対応方法は地区遊商に委ねる。全日遊連は現在、非組合員のデータ情報を収集中であるため、6月8日・9日頃に非組合員データが全商協に届く予定ですので、届きしだい各地区遊商伝えます。提出期限が6月15日までであるが、6月23日に21世紀会があるので、地区遊商から委託された組合員販社は、非組合員より誓約書・新旧規則機設置台数表を預かり、県遊協へは6月23日までには提出していただきたい。未提出のホールについては、7月10日開催される21世紀会において対処方法が討議される予定である。

(2) 新旧遊技機設置比率明細書(正・副)について

ホールが、7月13日以降に変更承認申請書を所轄へ提出する際から、新旧遊技機設置比率明細書(正・副)を併せて提出することが、6月23日の21世紀会で決定される予定である。

(3) 新旧規則機設置台数表のTS100未満の基準について(会長談)

1/108ぐらいの遊技機は羽モノ…(TS100未満)扱いとし、1/120はその他(以外)扱いとして、その比率の台数に関しては、柔軟な対応をしていただければと思う。

また、旧規則機の撤去リストは全日遊連ホームページに一覧表が掲載されている。

地区遊商から挙げた意見は下表のとおり。

|   |   |
|---|---|
| 1 | 中国遊商… 新旧遊技機設置比率明細書の運用開始日等について、取り決めがあれば教えていただきたい。<br>委員長… 6月18日の中古機流通協議会で取り決めが行われ、その後、全商協を含めた各構成団体に通知が行われ、その取扱いについて、地区遊商にも報告がいく流れとなっている。 |
|---|---|

|   |  |
|---|--|
| 2 | <p>中国遊商… 15%を目途に毎月撤去するとなっているが、15%より増えた場合には、何らかの対応を考えているか。</p> <p>委員長… 旧基準機が増えていく事は想定していない。現段階で細かい取り決めは行っていない。我々は、新旧遊技機設置比率明細書(副)をいただくだけである。また、新旧遊技機設置比率明細書(副)を8月頃になっても提出されない場合については未確定である。</p> |
| 3 | <p>東遊商… 現状、申請時に添付している、2種類の高射幸性回胴式遊技機(15%)及び新基準に該当しない回胴式遊技機(30%)設置比率の確認書について、今後どのような取扱いになるのか確認したい。</p> <p>委員長… 6月18日に開催される中古機流通協議会で話し合われる。</p>  |

## 2 有効期限が過ぎた保証書の対応について

発出文書を確認の上、同じ運用での説明をお願いします。

## 3 今後の機械流通委員会での課題について

### (1) 電子印の運用に向けて

電子印の運用に向けて、関係団体と話し合いとなる。全商協機械流通委員会として今後検討する。地区遊商から挙げた意見は下表のとおり。

|   |   |
|---|---|
| 1 | <p>中部遊商… 行政的に認められているのか。メリットは組合員にはあるが、デメリットは組合事務局に負担が掛かると思うので、後ほど中部遊商から提案させていただきます。</p> <p>委員長… 電子印の運用についての提案を持っていく予定です。事務局に負担が掛かると思うので検討が必要である。</p> |
|---|---|

### (2) 取扱説明書の対応について

### (3) くぎ確認シートの対応について

2・3についての今後の入手方法を、日工組業務委員会に話を出す予定です。

## 4 その他

- (1) 中国遊商から、認定通知書の表紙部数について、今後申請が出てくると思うが、黄色表紙2枚を1枚にはできないかとの質問があり、委員長より確認すると回答があった。
- (2) 九州遊商から、新台から中古の際の残債確認は、メーカーへ機歴連絡の際に残債の有無は確認していただいているが、中古から中古の際の残債確認をできる方策はないものだろうかとの質問があり、委員長より各地区の考えを後ほど伺うとの回答があった。
- (3) 延長となった旧規則機認定機の移動はできるのだろうかとの質問があり、会長より所轄に尋ねてほしい、また延長した場合の部品は出ないと思うとの回答があった。
- (4) 会長より、いろいろな情報が出回っているがくれぐれも注意するよう促された。
- (5) Zoomによるオンライン会議とテレビ会議を同時に行うことを検討する。

## 第2号議案 中古機流通制度に係る問題点等に対する検討会に関する件

令和2年6月18日に、中部遊商会議室において、中古機流通制度に係る問題点等に関する

検討会が開催され、当組合より永山機械流通委員長、山内機械流通副委員長、柳機械流通委員が出席し、討議した内容報告がなされた。

## 1 中古流通に係る「電子印鑑の運用」について

コロナ禍の影響でのテレワークや近年ではペーパーレス化により、電子印鑑が注目されていることを受け、打刻書類（保証書）も電子印鑑を導入してはどうかとの意見が挙がっていることにより意見を出し合った。

|   |   |
|---|---|
| 1 | 新書類作成システムでは、印鑑の登録が行える為いつでも電子印鑑は開始出来る。   |
| 2 | 電子印鑑は、警察庁が認めてくれるのか？法的に問題がないのか？  |
| 3 | 書類作成した PDF をメールで組合に送っても外れ書類や売契等がないことと、メールを印刷するだけでも、時間と労力がかかりすぎてしまう。<br>現状で、可能なのは、再打刻書類ぐらいではないか？ |
| 4 | 電子印鑑が認められた場合、新書類作成システムでの印鑑登録は任意にしないと、2色刷りでも基本的にはカラー扱いとなる為、各販社の印刷代がかさむと思われる。                     |
| 5 | 販社側・警察庁側双方にメリットがないと話が進まないと思う為、各々のメリットを考える。  |

高橋理事長より、6月24日に開催された全商協理事会での電子印鑑の運用についての討議内容報告があり、日工組より公安委員会にしっかりと説明し進める必要があるため、継続審議となっているとの報告があった。

## 2 「ホールの遊技機取扱主任者」が「販社の登録取扱主任者として登録」することを回避する為の対策について

近年、販社自体をホールに売却したり、M&Aによる吸収分割等で、ホールが中古流通に参入する恐れがあることと、販社自体も地方にあるホールの遊技機取扱主任者を自社の社員として登録してくることが懸念されることにより、現在、各遊商で行っている運用方法や意見等を聞いた。毎年、綱紀に関する誓約書や当該販社の専従者名簿等の提出や、誓約書に違反した場合の規程を設けていることや、当該販社の社会保険に加入していること等の報告があった。また、今般のコロナ禍による、副業の問題点が挙がった。

（委員会討議結果は）今件に関して、継続して審議を行う。

## 3 中古遊技機の代金を回収する前にホールが転売してしまうことを回避する為の対策について

新台の残債がある場合は、機歴移動報告の際メーカー側から移動不可と回答がある為問題はないが、中古の残債がある場合、把握するすべがない為、各遊商から意見を出し合った。

|   |  |
|---|--|
| 1 | 中古遊技機確認書の残債の <input checked="" type="checkbox"/> の様に、売買契約書にも <input checked="" type="checkbox"/> を付けてはどうか？ |
| 2 | ホール側で、残債の有無をしっかりと管理していないことも問題があるし、残債は、新台のことしか考えていない。   |
| 3 | 外れ先の書類に記載されている販社に連絡をとり残債の有無を確認してはどうか？  |

|   |   |
|---|---|
| 4 | 製造番号を入力した場合に、残債の有無が解る物を作る。（認定機情報検索の様な物） |
|---|---|

（委員会討議結果は）九州遊商にて事前に確認する方法を設けていると伺っているので、情報を収集し継続審議する。全商協機械流通委員会においても討議される予定である。

#### 4 「検定切れになる遊技機」の申請書類の受付時期について

基本的に、開店するまでに検定期間が切れない様に予定を組んで書類申請を行っているが、ホールと所轄の間で話が進み、開店延期によって検定が切れてしまう書類が出てくる。

全商協としては、開店するまでにとアナウンスしている為、開店延期になれば、書類はキャンセルして頂かないといけませんが、ホールも所轄も、遊技機の有効期限が1年延長されていることと保証書の有効期限は50日である為問題ないとしている。その為、開店延期となった当該遊技機の納品点検は行わないと、点検確認未実施となってしまう為、点検確認を行わないと行けないが、それについて、全商協としては、明確にしていけない為、このような案件についてどの様にするか検討した。

|   |                           |
|---|---------------------------|
| 1 | 所轄が受ける以上、やらざるを得ないのではないかと？ |
| 2 | 機械流通委員会で、詳細をつめてほしい。       |

（委員会討議結果は）所轄ベースで、ホールに確認していただくしかないが、納品点検は確実に行うこと。

#### 5 その他

##### (1) くぎ確認シート・取扱説明書について

くぎ確認シートの取扱方法が個社対応の為、各メーカーの取扱が全く違う為、非常に困っている。全商協または全商協機械流通委員会から、日工組業務委員と再度話し合いをして頂きたい。注文方法を、取扱説明書の依頼の様に、発給等依頼書を使用して組合経由で行えれば間違いがないことと、それに係る問題は起きないのではないかと。取扱説明書について、こちらも同様に、全商協または全商協機械流通委員会から、日工組業務委員と再度話し合いをして頂き、電子媒体でダウンロード出来る様にして頂きたい。家電の様に、各メーカーのHPからダウンロード出来るのが理想である。

高橋理事長より、6月24日開催された全商協理事会にて、昨年日工組と日電協から警察庁に要望したが、電子化による保存をするためには、法令改正を要するため直ちに対応することは困難であるとの回答があり、引き続き検討を行っていくとの報告があった。

現在、購入台数分を出しているメーカーが増えてきている。

##### (2) 非組合員の21世紀会「誓約書」等の提出状況について

中部遊商における提出状況の報告がなされた。なお、東北地区における状況は、第7号議案のとおり。

### 第3号議案 新遊技機(管理遊技機、メダルレス遊技機)に関する件

新遊技機「管理遊技機」及び「メダルレス遊技機」について、全商協としての質問・懸案事項を取りまとめ、全機連へ提出することとなっている。

本日の委員会における討議結果については下表のとおりで、後日、全商協へ報告をする。

#### 1 質問・懸案事項について

|   |                                      |
|---|--------------------------------------|
| 1 | 保通協へ持ち込んでいるのだろうか。または、いつから持ち込めるのだろうか。 |
| 2 | 分離タイプ(セル)なのだろうか。                     |
| 3 | 事前・事後の点検作業は今後どうなるのだろうか。              |
| 4 | 点検項目はあるのだろうか。(27項目)                  |

#### 2 新遊技機(管理遊技機、メダルレス遊技機)の経緯と要件について

|  |
|--|
| <b>経緯と要件</b><br>新遊技機(管理遊技機、メダルレス遊技機)は、キャンブル等依存症対策強化の一環として、改正された規則(平成30年2月施行)により、開発可能となった。                                |
| <b>目的</b><br>射幸性の抑制を目的に、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の開発・導入  |
| <b>要件</b><br>出玉情報等を容易に確認できる遊技機の要件は、<br>① 出玉情報等を一元的に確認できるシステムに接続する。<br>② 正確に出玉を把握するために、物理的な遊技メダル等を使用せず、遊技メダル等の数を電磁的に記録する。 |

### 第4号議案 令和2年度取扱主任者「更新時」講習会開催に関する件

令和2年度取扱主任者「更新時」講習会等を下記の日程で執り行うことが了承された。

#### (1) 令和2年度「更新時」講習受講対象者について

|      |                    |             |
|------|--------------------|-------------|
| 対象基準 | 2020年9月30日迄の身分証所持者 | (身分証明書有効期限) |
| 対象人数 | 70名                | (6/29現在)    |

#### (2) 開催日等について

| No. | 予 定 日           | 詳 細                     |
|-----|-----------------|-------------------------|
| 1   | 10月14日(水)       | 各社個人宛に開催案内通知(受講希望2会場選択) |
| 2   | 10月22日(木)       | 受講希望締切り                 |
| 3   | 10月23日(金)       | 受講日確定案内通知               |
| 4   | 11月9日(月)～13日(金) | 更新時講習会                  |
| 5   | 11月13日(金)       | 再試験案内通知                 |
| 6   | 11月16日(月)       | 合格通知及び新身分証明書・返納書発送      |

|   |           |                            |
|---|-----------|----------------------------|
| 7 | 11月20日(金) | 再試験日(新規講習会への希望があった際は合同で開催) |
|---|-----------|----------------------------|

**(3) 開催場所(案)・出席者について**

| No. | 開催日       | 会場           | 講師出席者 |
|-----|-----------|--------------|-------|
| 1   | 11月9日(月)  | 青森・アップルパレス青森 | 未定    |
| 2   | 11月10日(火) | 盛岡・ブライトイン盛岡  | 〃     |
| 3   | 11月11日(水) | 郡山・郡山ビューホテル  | 〃     |
| 4   | 11月12日(木) | 仙台①・組合会議室    | 〃     |
| 5   | 11月13日(金) | 仙台②・組合会議室    | 〃     |

**(4) 講師及び試験官について**

|      |                     |                 |
|------|---------------------|-----------------|
| 依頼会社 | (有)ジャパン・セキュリティ・サービス | (公平に期すべく第三者とする) |
|------|---------------------|-----------------|

**(5) 更新時講習会における筆記試験免除について**

日遊協において、令和2年9月27日に遊技機取扱主任者の実施要領の一部改正があり、条件を満たした者は更新時試験が免除されることとなった。

《実施要領の一部改正内容》

連続して7回目以降の取扱主任者証の更新を受けようとする者は、更新時試験を免除し更新をするものとする。ただし、…更新時講習を受講した者に限るものとする。

当組合の更新時講習会においても、日遊協更新試験が免除される者は筆記試験を免除してはどうかとの意見があり、次回の委員会において、本年の更新時講習会対象者の内、何名が日遊協の更新試験を免除されるのか確認し、筆記試験を免除するか否かを討議する。

**第5号議案 中古遊技機に関する誓約書等に関する件**

年一回、身分証明書等取扱規約第5条に基づき、中古取扱販社より下表に記載している「提出すべき物」従業員名簿や登記簿謄本の写し等を提出することとなっており、本年においては、7月上旬に届出依頼文書を発出し、7月31日を提出締切りとすることが了承された。

なお、第2号議案の2.で継続審議となった「ホールの遊技機取扱主任者」が「販社の登録取扱主任者として登録」することを回避する為の対策についてと併せ、提出物5の(商業)登記簿謄本に付随する物を新たに提出していただくかを、次年度に向けて継続し検討する。

なお、九州遊商においては既に対応しているとの話を聞いているので、高橋理事長より(九州)山本理事長に確認及び諸問題は無いかを伺っていただくこととなった。

《 提出物 》

- 1 全従業員名簿届出書(代表者・役員・その他の従業員を記載して下さい。)  
(遊技機取扱主任者証(日遊協)を所持している方も、全て記載して下さい。)・・・1通
  - 2 遊技機取扱主任者届出・誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通
  - 3 健康保険証(社会保険 被保険者証)のコピー・・・・・・・・・・・・・・・・・・各個人分
- ※ QRシステム付身分証明書使用者が提出となります。

|  |
|--|
| ※ <u>代表者</u> におかれましての提出は、その限りではございません。         |
| 4 遊技機取扱主任者証のコピー . . . . . 各個人分                 |
| 5 ( 商 業 ) 登 記 簿 謄 本 (ここ3か月以内の謄本・コピー可) . . . 1通 |

**第6号議案 日遊協主催・遊技機取扱主任者講習「講師」に関する件**

日遊協主催、取扱主任者講習・試験が、毎年春にメルパルク仙台において開催されているが、本年は新型コロナウイルス感染拡大に伴い開催が延期となっていたが、下表の日程で再開されることが公表された。

そこで、講習開催早々の「遊技機取扱主任者の在り方等」についての講義を、全商協及び回胴遊商が担当し、全商協としての講義を開催会場の地区遊商が講師を行っている。例年、高橋理事長もしくは永山機械流通委員長が講師をしているが、今年の講師選任について討議し、下表のとおり了承された。

《スケジュール》

| 会場名          | 開催日      | 区分   | 担当者    | 講義時間             |
|--------------|----------|------|--------|------------------|
| メルパルク仙台      | 7月20日(月) | 【新規】 | 永山委員長  | 10時5分～<br>(10分間) |
|              | 21日(火)   | 更新   | 山内副委員長 |                  |
|              | 22日(水)   | 更新   | 桜井委員   |                  |
| <u>パレス平安</u> | 9月30日(水) | 更新   | 柳委員    |                  |

**第7号議案 県遊協非組合員からの誓約書等の回収提出に関する件**

パチンコ・パチスロ産業21世紀会より、旧規則機の計画的な撤去の推進を目的に、全国全てのホール営業者から「21世紀会「誓約書」」の回収と「新旧規則機設置台数表(5月20日時点)」の提出を実施することになり、この取り組みについて、「各地区遊商所属の組合員販社より」、ホール関係5団体(全日遊連・日遊協・同友会・余暇進・PCSA)のどこにも所属していない「非組合ホール営業者」より、上記2種類の書類を回収する運びとなった。

全国の非組合ホール数は333店舗あり、東北地区においては「17店舗」が該当し、取引のある当組合員8販社に直接赴いていただき、上記の趣旨を説明の上、提出すべき資料を手渡しし、営業所が所在する地区の県遊協へ提出していただくよう、該当販社へ要請を行った。なお、1店舗は東遊商所属の組合員と取り引きしているため、東遊商組合員が当該ホールへの対応を行った。

6月18日現在の東北地区における提出状況は、17店舗中1店舗がグランドオープン前、また1店舗は6月で閉店となる。上記以外の未提出は、4店舗である。

なお、提出を行わなかったホール営業者については、今後開催される21世紀会において対応策が検討される。

## 第 8 号議案 中古遊技機の流通取扱い権限に関する件（報告事項）

事務局より、5月7日に中古取扱販社から、退職に伴い1名の（東北遊商）身分証明書が返却された。この中古取扱販社で、QR システム用携帯端末を所持している者は、その退職された1名のみである報告があった。

そこで、実技講習会取扱規程において、中古遊技機の流通取扱い「1年以上中止」した場合（組合員等に「携帯端末」所持者がいなく、かつ、打刻書類の申請がないこと。）には、新たに中古遊技機の流通取扱いを希望する組合員とみなし、販社講習を受講しなければならない。と記されている。

よって、当該販社は2021年5月7日までに携帯端末所持者が新たに居なければ、中古遊技機の流通取扱い権限が消滅することになる。今後の対処方法としては、猶予期限を迎える前に販社講習案内通知により、猶予期限が過ぎた場合、中古取扱権限の消滅及び、期限前の対応策通知を行うことが了承された。

## 第 9 号議案 新規取扱主任者講習会に関する件（報告事項）

1. 3・4・5・6 月度「新規」取扱主任者講習会希望数は「0(ゼロ)」であった。
2. 7 月度の「新規」取扱主任者講習会への希望は、6月25日現在「0名」である。

希望があった際は、ローテーション「大久保委員」の講師の基執り行い「最上委員」においても同席していただく。

平成 31 年度「新規」取扱主任者講習会

2020/3/31 現在

| No. | 開催日    | 開催場所    | 講 師   | 販社数 | 受講者数 | 合格者数   | 不合格者数 |
|-----|--------|---------|-------|-----|------|--------|-------|
| 1   | 5月14日  | 東北遊商会議室 | 柳     | 1   | 1    | 1      | -     |
| 2   | 9月13日  | 東北遊商会議室 | 大久保・柳 | 1   | 1    | 1      | -     |
| 3   | 11月15日 | 東北遊商会議室 | 大久保   | 2   | 2    | 1      | 1     |
| 4   | 12月13日 | 東北遊商会議室 | 柳・大久保 | 1   | 1    | 1(他1名) |       |

## 第 10 号議案 設置外の「中古」遊技機及び「認定機」への部品発注に関する件

### 1 設置外の「中古」遊技機への部品発注

- (1) 3 月度は「5 件・5 台」、4 月度は「4 件・4 台」、5 月度は「5 件・5 台」。
- (2) 6 月度は、6 月 25 日現在「5 件・5 台」である。
- (3) 全国の状況は、下表のとおり。

■2020年度 設置外の【中古】ばちんこ遊技機への部品供給の件数、台数 (2018/04/01より運用開始)

| 地区名 | 4月 |    | 5月 |    | 6月 |    | 7月 |    | 8月 |    | 9月 |    | 10月 |    | 11月 |    | 12月 |    | (2021)1月 |    | 2月 |    | 3月 |    | 合計 |    |     |     |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|-----|----|-----|----|----------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|
|     | 件数 | 台数 | 件数  | 台数 | 件数  | 台数 | 件数  | 台数 | 件数       | 台数 | 件数 | 台数 | 件数 | 台数 | 件数 | 台数 |     |     |
| 北海道 | 13 | 13 | 8  | 10 |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |     |    |     |    |          |    |    |    |    |    |    | 21 | 23  |     |
| 東北  | 4  | 4  | 5  | 5  |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |     |    |     |    |          |    |    |    |    |    |    |    | 9   | 9   |
| 東日本 | 5  | 7  | 0  | 0  |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |     |    |     |    |          |    |    |    |    |    |    |    | 5   | 7   |
| 中部  | 7  | 8  | 3  | 3  |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |     |    |     |    |          |    |    |    |    |    |    |    | 10  | 11  |
| 関西  | 32 | 47 | 24 | 26 |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |     |    |     |    |          |    |    |    |    |    |    |    | 56  | 73  |
| 中国  | 0  | 0  | 1  | 1  |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |     |    |     |    |          |    |    |    |    |    |    |    | 1   | 1   |
| 四国  | 1  | 1  | 1  | 1  |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |     |    |     |    |          |    |    |    |    |    |    |    | 2   | 2   |
| 九州  | 8  | 11 | 1  | 1  |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |     |    |     |    |          |    |    |    |    |    |    |    | 9   | 12  |
| 小計  | 70 | 91 | 43 | 47 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0   | 0  | 0   | 0  | 0   | 0  | 0        | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 113 | 138 |

■2019年度 設置外の【中古】ばちんこ遊技機への部品供給の件数、台数 (2018/04/01より運用開始)

| 地区名 | 4月 |    | 5月 |    | 6月 |    | 7月 |    | 8月 |    | 9月 |     | 10月 |    | 11月 |     | 12月 |    | (2020)1月 |     | 2月 |     | 3月 |    | 合計  |      |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|----|-----|-----|-----|----|----------|-----|----|-----|----|----|-----|------|
|     | 件数 | 台数  | 件数  | 台数 | 件数  | 台数  | 件数  | 台数 | 件数       | 台数  | 件数 | 台数  | 件数 | 台数 | 件数  | 台数   |
| 北海道 | 10 | 10 | 1  | 1  | 1  | 1  | 10 | 10 | 11 | 12 | 21 | 24  | 9   | 9  | 15  | 17  | 4   | 4  | 33       | 36  | 23 | 23  | 17 | 17 | 155 | 164  |
| 東北  | 3  | 3  | 1  | 1  | 4  | 5  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   | 0  | 0   | 0   | 4   | 5  | 1        | 1   | 4  | 4   | 5  | 5  | 22  | 24   |
| 東日本 | 0  | 0  | 3  | 3  | 5  | 5  | 10 | 10 | 3  | 3  | 8  | 12  | 3   | 3  | 11  | 11  | 3   | 3  | 5        | 14  | 7  | 8   | 17 | 19 | 75  | 91   |
| 中部  | 4  | 6  | 0  | 0  | 5  | 5  | 2  | 2  | 1  | 5  | 4  | 4   | 2   | 2  | 8   | 20  | 3   | 3  | 3        | 3   | 6  | 6   | 7  | 8  | 45  | 64   |
| 関西  | 21 | 27 | 27 | 33 | 29 | 36 | 21 | 23 | 33 | 37 | 59 | 69  | 64  | 75 | 86  | 98  | 26  | 33 | 42       | 55  | 41 | 53  | 30 | 37 | 479 | 576  |
| 中国  | 0  | 0  | 0  | 0  | 1  | 1  | 0  | 0  | 0  | 0  | 1  | 1   | 0   | 0  | 1   | 1   | 0   | 0  | 0        | 0   | 1  | 1   | 1  | 1  | 5   | 5    |
| 四国  | 1  | 1  | 3  | 3  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0   | 1   | 1  | 1   | 1   | 1   | 1  | 0        | 0   | 2  | 2   | 1  | 1  | 10  | 10   |
| 九州  | 6  | 11 | 2  | 2  | 5  | 7  | 2  | 2  | 4  | 4  | 1  | 1   | 3   | 7  | 4   | 4   | 13  | 21 | 6        | 8   | 6  | 15  | 9  | 9  | 61  | 91   |
| 小計  | 45 | 58 | 37 | 43 | 50 | 60 | 45 | 47 | 52 | 61 | 94 | 111 | 82  | 97 | 126 | 152 | 54  | 70 | 90       | 117 | 90 | 112 | 87 | 97 | 852 | 1025 |

## 2 設置外の「認定機」への部品発注 (2020/04/01より運用開始)

- (1) 4月度は「1件・1台」、5月度は「0台」。
- (2) 6月度は、6月25日現在「5件・5台」である。
- (3) 全国の状況は、下表のとおり。

●2020年度 設置外の【認定】ばちんこ遊技機への部品供給の件数、台数 (2020/04/01より運用開始)

| 地区名 | 4月 |    | 5月 |    | 6月 |    | 7月 |    | 8月 |    | 9月 |    | 10月 |    | 11月 |    | 12月 |    | (2021)1月 |    | 2月 |    | 3月 |    | 合計 |    |    |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|-----|----|-----|----|----------|----|----|----|----|----|----|----|----|
|     | 件数 | 台数 | 件数  | 台数 | 件数  | 台数 | 件数  | 台数 | 件数       | 台数 | 件数 | 台数 | 件数 | 台数 | 件数 | 台数 |    |
| 北海道 | 0  | 0  | 0  | 0  |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |     |    |     |    |          |    |    |    |    |    |    | 0  | 0  |
| 東北  | 1  | 1  | 0  | 0  |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |     |    |     |    |          |    |    |    |    |    |    | 1  | 1  |
| 東日本 | 10 | 10 | 8  | 8  |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |     |    |     |    |          |    |    |    |    |    |    | 18 | 18 |
| 中部  | 3  | 3  | 0  | 0  |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |     |    |     |    |          |    |    |    |    |    |    | 3  | 3  |
| 関西  | 2  | 2  | 42 | 42 |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |     |    |     |    |          |    |    |    |    |    |    | 44 | 44 |
| 中国  | 1  | 1  | 0  | 0  |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |     |    |     |    |          |    |    |    |    |    |    | 1  | 1  |
| 四国  | 1  | 1  | 0  | 0  |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |     |    |     |    |          |    |    |    |    |    |    | 1  | 1  |
| 九州  | 0  | 0  | 0  | 0  |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |     |    |     |    |          |    |    |    |    |    |    | 0  | 0  |
| 小計  | 18 | 18 | 50 | 50 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0   | 0  | 0   | 0  | 0   | 0  | 0        | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 68 | 68 |

## 第11号議案 中古機移動申請数に関する件

令和2年6月分までの、中古機移動申請数を確認された。

令和2年1月から6月25日の期間と、前年同月同日までの対比率は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い4月・5月の受付件数の落ち込みにより約89%であった。

委員長より、組合の収支分岐点については、書類件数にすると1か月あたり約2,200件となることの報告があった。

## 第12号議案 その他

次回委員会開催について、新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、Zoom(Web オンライン)会議により行うかを討議され、今回は委員が集う会議とし、同席上でZoomシステムのテストを行う。